

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

本巢市

2 構造改革特別区域の名称

健やかな成長を支える給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

本巢市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本巢市は、平成16年2月1日に、根尾村、本巢町、糸貫町、真正町の4町村が合併し、岐阜県内で18番目の市として誕生した。東西17km、南北4.3km、総面積は374.57km²で、岐阜県の南西部のほぼ中央から北端に位置し、東は岐阜市、山県市及び関市、西は揖斐郡、南は瑞穂市、本巢郡北方町、北は福井県大野市に接している。平成17年国勢調査の結果では、人口34,603人、世帯数10,561世帯である。

旧町村の各地域には、それぞれ次のような特色ある資源がある。

根尾地域 樹齢1,500余年の淡墨桜。国指定天然記念物に指定されており、日本三大桜のひとつ。

本巢地域 安土桃山時代に茶人、武人として活躍した「古田織部」の誕生の地。

糸貫地域 数学（類体論）で日本最初の文化勲章を受章した世界的数学者である高木貞治博士誕生の地。

真正地域 岐阜県で唯一、人形浄瑠璃で国の重要無形民俗文化財に指定されている真桑文楽。万葉集にも登場するまくわ瓜発祥の地。

以上のような、恵まれた自然、歴史、文化、産業などを活かし、「自然に配慮した快適なまちづくり」、「生きがいと安らぎのあるまちづくり」、「活力と賑わいのあるまちづくり」、「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」、「みんなで築く希望に満ちたまちづくり」を柱とし、元気で笑顔あふれるまちづくりを展開しているところである。

北部の大半は自然豊かな山間部であり、総面積のうち86.0%（約322km²）を山林が占めている。一方、南部は濃尾平野の北部に位置し、根尾川からの水の恵みをうけ、県内でも有数の穀倉地帯の一角を占めており、柿、梨等の果樹栽培や苺、花卉の施設園芸などの都市近郊型農業が行われている。

交通基盤としては、市内を南北に走る国道157号を基軸とし、これと連結する国道303号、418号、主要地方道関本巢線、岐阜大野線、岐阜関ヶ原線をはじめとする幹線道路と支線道路による交通網が整備され、市内はもとより、近隣の市町への移動は至便であり、本庁舎のある市内南部からは県都岐阜市の中心部まで最短で約11km、副県都大垣市まで同じく約15km、名古屋市には同じく約38kmの距離にあるため、都市部への通勤圏内であることや、大型ショッピングセンターの進出により、近年、転入者も多く、産業別就業者人口は第2次産業、第3次産業就業者が多数を占めるようになってきている。市内には今後、東海環状自動車道のインターチェンジの建設も予定されており、こうした傾向は、今後も加速するものと考えられる。

このような南部地域の都市化の進行による転入者の多くは、核家族又は夫婦共働きの家庭であり、今後も予測される保育や子育てに対するニーズの一層の多様化に対応することで、誰もが安心して子育てしやすい環境づくりを推進し、「生きがいと安らぎのあるまちづくり」の具現化に取り組んでいる。

本巢市には、現在、市立の保育所7園、幼稚園3園がある。特に保育所は、605名の定員を擁し、延長保育、障害児保育、子育て支援センターなどの特別保育も実施するなど保育の充実を図っている一方で、施設については建設年が昭和46年～昭和63年と古く、保育室・調理室の老朽化に伴い、増加する保育需要への対応が年々厳しい状況になりつつある。

このような現状から、平成18年度には、保育・教育の各専門分野から選任し構成された「本巢市幼児教育に関する検討委員会」より、「本巢市内のすべての子ども達が等しく保育・教育を受けることができる環境を提供するため、あらゆる制度等を活用しながら一元化を進めていくことが望ましい。」という提言書が提出された。これを受け平成19年度には、市職員で構成する「本巢市幼児教育体制研究会」を立ち上げ、今後の保育所・幼稚園の施設を含めた子ども達を取巻く環境整備について検討を重ねた。

そのような中、これまでの各旧町学校給食センターに代えて、新たに市内のほぼ中央部に大型調理施設「本巢市学校給食センター」を建設し、給食業務の統合を図ることで、同センターや市立保育所の運営の合理化及び子ども達の食環境の整備を図ることとしている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本巢市では、先にも述べたとおり共働き世帯が増加し、両親が家庭にいる時間が少なくなる一方、対応策の遅れから、養育能力の低下や地域社会の連帯感も希薄化する傾向が懸念されるため、保護者への手助けとして、安心して子どもを預けられ、地域の子育て支援の拠点となるべき保育所の位置付けは極めて重要である。そのような中、子ども達が1日のうち多くを過ごすこととなる保育所において、近年、保護者から食の安心・安全や健康に対するニーズも多様化しており、乳幼児期からの豊かな食体験を積み重ね、すべての子ども達に健

全な食生活習慣が身に付くような環境づくりとして「食育」の必要性が叫ばれるようになってきた。

以上の観点から、本巢市立の7保育所で行う給食について、本巢市学校給食センターからの外部搬入方式により実施することで、幼稚園・保育所・小学校・中学校と一貫した給食の提供を可能とし、市全体として食育の推進を図るほか、栄養士が市内の給食献立を一元的に作成することにより、市内全体の子ども達の発達に即した栄養価をすべて管理する。また、保育所における調理業務経費の節減を図るほか、食材を一元購入することで、より多くの安心・安全な食材をより安価に購入したり、地域農産物を活用するなど地産地消の推進にもつなげていく。

本特例措置を活用し、市内の子ども達の健やかな成長を支えていくよう取り組んでいく。

6 構造改革特別区域計画の目標

- ①安心・安全で質の高い給食の提供
- ②乳幼児期からの正しい食育の推進
- ③地域農産物の調達に努め、地産地消の推進につなげる
- ④食材の一元購入、一元調理により節減される財源を、多様化する保育サービスの充実にあてる

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ・衛生面や安全面で設備が整った学校給食センターにおいて、より安心・安全な食材の選定に努めることにより、安全面、栄養面にも配慮された質の高い給食の提供が可能となる。
- ・食材の一元購入、一元調理により、材料費や給食調理に係る光熱水費等の経費が節減され、保育所の効率的な運営が実現される。
- ・地域農産物を活用することにより、地産地消の推進につなげていくと同時に、乳幼児期からの子ども達の成長を地域で支え、見守る習慣が地域に根づいていく。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体

が必要と認める事業

(学校給食事業)

給食献立作成時に栄養士、園・学校関係者等が情報交換や要望、連携を密に行うことで、保護者、園、学校が共通理解のもと、質、栄養価の高い給食の提供を図る。

(地産地消事業)

給食の食材として地域農産物を活用することにより、安心・安全な地域食材に関する子ども達の知識を深める。

別紙

- 1 特定事業の名称
920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
本巣保育園、本巣西保育園、神海保育園、糸貫東保育園
糸貫西保育園、真桑保育園、弾正保育園の7市立保育所
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始日
構造改革特別区域計画の認定日
- 4 特定事業の内容
公立保育所の給食について、学校給食センターにおいて調理し、各保育所に搬入する方式により実施する。
- 5 当該規制の特例措置の内容
公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」に記載されている留意事項を遵守する。
 - ① それぞれの保育所には下記の設備を有しており、再加熱や冷蔵・冷凍、配膳は可能である。
 - (1) 本巣保育園
主な調理設備：シンク、ガスレンジ、冷凍冷蔵庫、配膳台、配膳車
 - (2) 本巣西保育園
主な調理設備：シンク、ガスレンジ、電子レンジ、冷凍冷蔵庫、配膳台、配膳車
 - (3) 神海保育園
主な調理設備：シンク、ガスレンジ、冷凍冷蔵庫、配膳台、配膳車
 - (4) 真桑保育園
主な調理設備：シンク、ガスレンジ、冷凍冷蔵庫、配膳台、配膳車
 - (5) 弾正保育園
主な調理設備：シンク、ガスレンジ、冷凍冷蔵庫、配膳台、配膳車
 - (6) 糸貫東保育園
主な調理設備：シンク、ガスレンジ、電子レンジ、冷凍冷蔵庫、配膳台、配膳車
 - (7) 糸貫西保育園
主な調理設備：シンク、ガスレンジ、電子レンジ、冷凍冷蔵庫、配膳

台、配膳車

また、体調不良児、乳児の離乳食、アレルギーをもつ園児にも、学校給食センター栄養士、調理員、保育士が協議し、供与量の調整、材料の除去、細かく、柔らかく、飲み込みやすくする等、保育所内の調理室で園児に合わせ柔軟に対応する。なお、外部搬入による給食は0歳から実施する。

- ② 公立保育所の給食の外部搬入を実施するにあたっては、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」で準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守する。

調理方法については、学校給食センターから各保育所までは30分程度で到着することが可能なため、学校給食センターで食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供することができる。配送方法は、密閉できる専用コンテナに入れ、給食運搬車で運搬する。現在、学校給食センターでは給食運搬車を5台保有しており、小・中学校、特別支援学校に給食を配送しているルートに保育所分を組み込み、配送を行う。給食は保育所の調理室に搬入し、保冷が必要な食品は配膳時間まで冷蔵庫で保存する。給食は調理が完了してから1時間程度で配膳、提供が可能である。使用後の調理用器具類・食器等は、学校給食と同様に洗浄機で洗浄し、消毒後保管するものとする。

衛生管理については、外部から直接異物が混入しないよう安全衛生確保に努めるとともに、職員は健康診断をはじめ毎月の検査を実施し、健康管理にも十分配慮し業務にあたる。

【給食の配送計画】

1号車	給食センター 11:00	真正幼稚園 11:07	真桑保育園 11:13	真桑小学校 11:16	給食センター 11:26	糸貫中学校 11:33	真正中学校 11:44	給食センター 11:56
2号車	給食センター 11:03	糸貫東幼稚園 11:07	席田小学校 11:10	給食センター 11:16	一色小学校 11:23	本巢西保育園 11:29	本巢中学校 11:35	給食センター 11:46
3号車	給食センター 11:00	糸貫西幼稚園 11:04	弾正保育園 11:18	弾正小学校 11:21	土貴野小学校 11:30	給食センター 11:38		
4号車	給食センター 11:06	本巢小学校 11:15	神海保育園 11:29	外山小学校 11:33	給食センター 11:59			
5号車	給食センター 11:03	特別支援学校 11:19	本巢保育園 11:29	給食センター 11:41				

※ 13:15 同コースにより回収

14:00 食器洗浄

【学校給食センターの概要】

面 積	2, 6 9 9 m ²
職 員 配 置 数	給食センター所長 1人 栄養士 3人 事務職員 2人 調理員 26人 運転手 6人 <hr/> 計 38人
調 理 能 力	5, 5 0 0 食
器具・設備一覧	ドライ対応型球根皮剥機、包丁・まな板殺菌庫 フードスライサー、サイノ目切り機 フードカッター、トラックイン蒸し庫 ライスボイラー、真空冷却機、高速度ミキサー 連続フライヤー、コンビオーブン、 器具消毒保管機、自動食缶洗浄機 スクリュー式連続精米機、自動反転ほぐし機 炊飯釜、システム食缶洗浄器、自動食器浸漬機 自動食器供給装置、システム食器トレイ洗浄機 スプーン洗浄機、連続式コンテナ洗浄機 検食保存用冷凍庫 等

- ③ 外部搬入による給食の内容は、原則として学校給食と同じ献立とするが、学校給食センター栄養士、調理員、保育士が協議し、年齢に応じて大きさ・柔らかさ・量などを工夫し提供する。また、回数・時機についても上記と同様の形態とする。特例措置による給食の外部搬入においては、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められているが、本巢市の場合、市立学校給食センターから市立保育所への搬入であり、委託契約の締結は困難なため、市長と教育長が覚書を締結する。
- ④ 食育の推進については、本巢市健康増進計画の、「食育の推進」「乳幼児期からの食育」をうけ、学校給食センターや保育所の共通認識により食育に取り組み、地域性や季節感などを考慮した食材を活用しながら、食を通じた園児の健全育成を図る。
- ⑤ 衛生管理、運営方法、食育のあり方、統一献立等を協議するため、給食センター運営委員会や、学校給食献立部会に各園からも参加することで、保育所や保護者からの意見を反映させ、外部搬入方式を円滑に実施できるよう進めていく。